

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 三 年 三 月 十 九 日

告 示

岐阜県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲		実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）		大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛驒市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）		岐阜市、高山市（一之宮町、久々野町及び朝日町を除く）、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡、可児郡及び大野郡

目 次

告 示

○牛のヨ―ネ病の検査の実施	（家畜防疫対策課）	一
○死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	（同）	二
○牛のアルボウイルス感染症の検査の実施	（同）	二
○豚のオ―エスキ―病の検査の実施	（同）	二
○豚熱の検査の実施	（同）	三
○アフリカ豚熱の検査の実施	（同）	三
○蜜蜂の腐蛆病の検査の実施	（同）	三
○豚熱の予防注射の実施	（同）	四

3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛		1又は2を実施する区域
三 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ－ネ病の検査方法による。 四 実施の期日 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日 岐阜県告示第百十三号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。 令和三年三月十九日 岐阜県知事 古 田 肇 一 実施の目的 牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため 二 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体 三 実施する区域 県内全域 四 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。 五 実施の期日 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日		
岐阜県告示第百十四号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアルボウイルス感染症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。 令和三年三月十九日 岐阜県知事 古 田 肇 一 実施の目的 牛のアルボウイルス感染症の発生予防のため 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛） 三 実施する区域 県内全域 四 検査の方法 中和試験 五 実施の期日 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日 岐阜県告示第百十五号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオ－エスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。 令和三年三月十九日 岐阜県知事 古 田 肇 一 実施の目的 豚のオ－エスキー病の発生予防のため		

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的
豚熱の免疫付与状況の確認のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
エライザ法

五 実施の期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次

のとおりアフリカ豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的
アフリカ豚熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのしし

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

五 実施の期日
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防接種を実施する必要がない豚及びいのししとして知事が認めるものを除く。）

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

令和三年三月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社